平成２９年（フ）第６７９号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１－１－304
債務者　森山　利之
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５５１０号
東京都豊島区千川１丁目26－１－302
債務者　假屋　江身
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５３９号
神奈川県藤沢市鵠沼1588番地の10　レオパレスメゾン鵠沼204
債務者　根岸　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５１号
神奈川県大和市中央２丁目４番５号　アルカサーノ大和201
債務者　吉川　嘉成
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５５号
横浜市磯子区中原４丁目24番21号
債務者　杉本　　聡
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５９号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目14番12―110号
債務者　木村　良太
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２８６号
新潟市東区中野山７丁目18番36号、前住所新潟市中央区花園１丁目１番８号　アパガーデンコート新潟駅前411号
破産者　木村　直人
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０８号
新潟市西蒲区巻乙329番地２
破産者　中西　孝一
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１９号
新潟市南区能登958番地15
破産者　ブティックかとうこと　加藤　仁士
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２１号
新潟市江南区横越上町４丁目４番21号
破産者　高橋　康之
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２３号
新潟県燕市吉田弥生町13番14号、前住所新潟県長岡市寺泊大町7707番地１
破産者　枯笈庵こと　関根　義徳
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０号
新潟市東区紫竹５丁目１番17号　サジャチェスナット106号、前住所新潟市北区西名目所2332番地
破産者　大島　一吉
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３１号
新潟市西区青山１丁目12番37号、前住所新潟市西区新通西１丁目５番27号
破産者　高橋　　篤
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３２号
新潟市西区青山１丁目12番37号、前住所新潟市西区新通西１丁目５番27号
破産者　高橋富久美
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５号
新潟市東区牡丹山２丁目14番16号１　プチハウストックＡ号、前住所新潟市東区逢谷内６丁目10番10号
破産者　斎藤　栄治
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０８号
仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台315、従前の住所仙台市泉区住吉台東４丁目12番地の３
破産者　赤間　正仁
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８１２号
仙台市若林区成田町77番地　コーポ一高南Ｂ棟115
破産者　高山　翔太
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係